

個人番号カードアプリケーション搭載システム  
導入検討の手引き  
(民間事業者向け)

第 1.2 版

平成 29 年 2 月

地方公共団体情報システム機構

# 目 次

I	利用領域	1
1	マイナンバーカードの領域について	1
2	個人番号カードの領域利用のイメージ	2
II	システム概要	3
1	個人番号カードの拡張利用領域利用	3
1.1	拡張利用領域の特性	3
1.2	拡張利用領域の運用	4
1.3	拡張利用領域へカード AP を搭載するシステム	4
1.4	拡張利用領域で利用可能なカード AP	4
2	個人番号カード AP 搭載システムの概要	7
3	クラウドサービスの概要	8
	システム導入手順	9
1	導入手順	9
2	導入スケジュール イメージ	12
	システム運用	14
	費用の概算	15
1	イニシャルコスト	15
2	ランニングコスト（年間経費）	16
	セキュリティ対策等	17
	参考資料	19

# I 利用領域

## 1 マイナンバーカードの領域について

マイナンバーカードには、住基ネットや公的個人認証等に利用する領域があらかじめ確保されています。

それら以外の領域（空き領域）として、市区町村が当該市区町村の住民のために利用することができる「地域住民向け領域」や、行政機関<sup>1</sup>、都道府県、市区町村、民間事業者その他の者（以下「サービス提供者」という。）が告示（都道府県、市区町村にあっては、条例）で定め利用することができる「拡張利用領域」が確保されています。

マイナンバーカードの地域住民向け領域及び拡張利用領域は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第十八条に規定する事務の処理に利用することができ、本書ではその中の、民間事業者<sup>2</sup>が拡張利用領域を事務の処理に利用するためのシステムについての内容を示します。

拡張利用領域を使ったサービスとしては、社員（職員）証サービス、ポイントサービス等があります。

- 1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第一項に規定する行政機関のこと。
- 2 番号法第十八条第二号に規定する「民間事業者」のこと。

## 2 個人番号カードの領域利用のイメージ

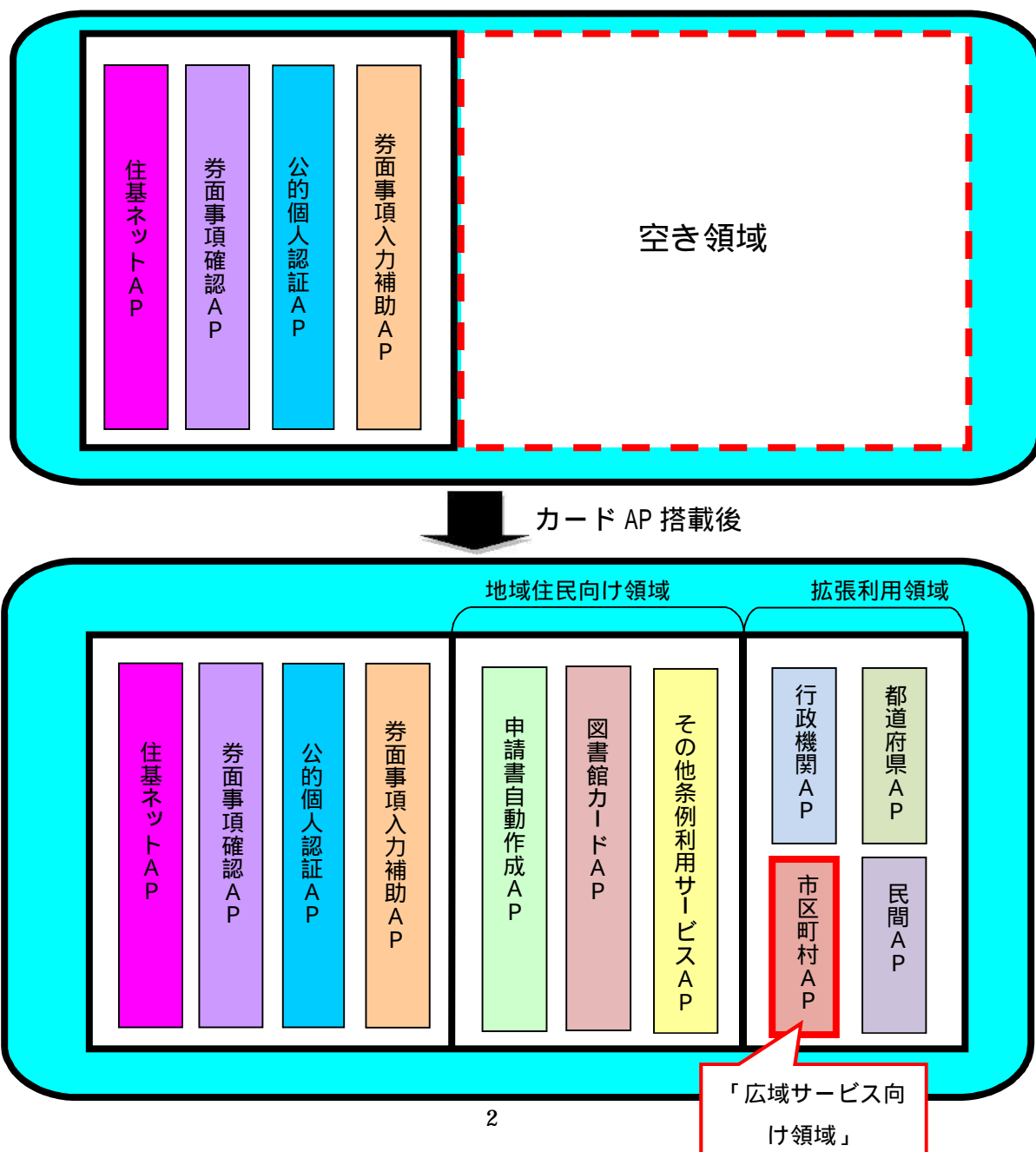
個人番号カードには、複数のカードアプリケーション（以下「カード AP」という。）を搭載できます。カード AP とは、サービスの提供に必要な情報を登録するもので、他のサービスからの利用及び参照はできません。

個人番号カードは、標準で住基ネット AP、券面事項確認 AP、公的個人認証 AP、券面事項入力補助 AP が搭載されています。それら以外の空き領域は、地域住民向け領域や拡張利用領域として、サービスの提供に必要な情報を登録するためのカード AP を搭載できます。

拡張利用領域でサービスを提供するためには、サービスの提供に必要なカード AP を搭載しなければなりません。

なお、拡張利用領域内のカード AP は、利用者の希望により随時に搭載や削除が可能です。

下図に個人番号カードの領域利用イメージを示します。



## II システム概要

### 1 個人番号カードの拡張利用領域利用

#### 1.1 拡張利用領域の特性

空き領域のうち、地域住民向け領域は市区町村の専用領域のため、民間事業者は拡張利用領域のみ利用可能です。

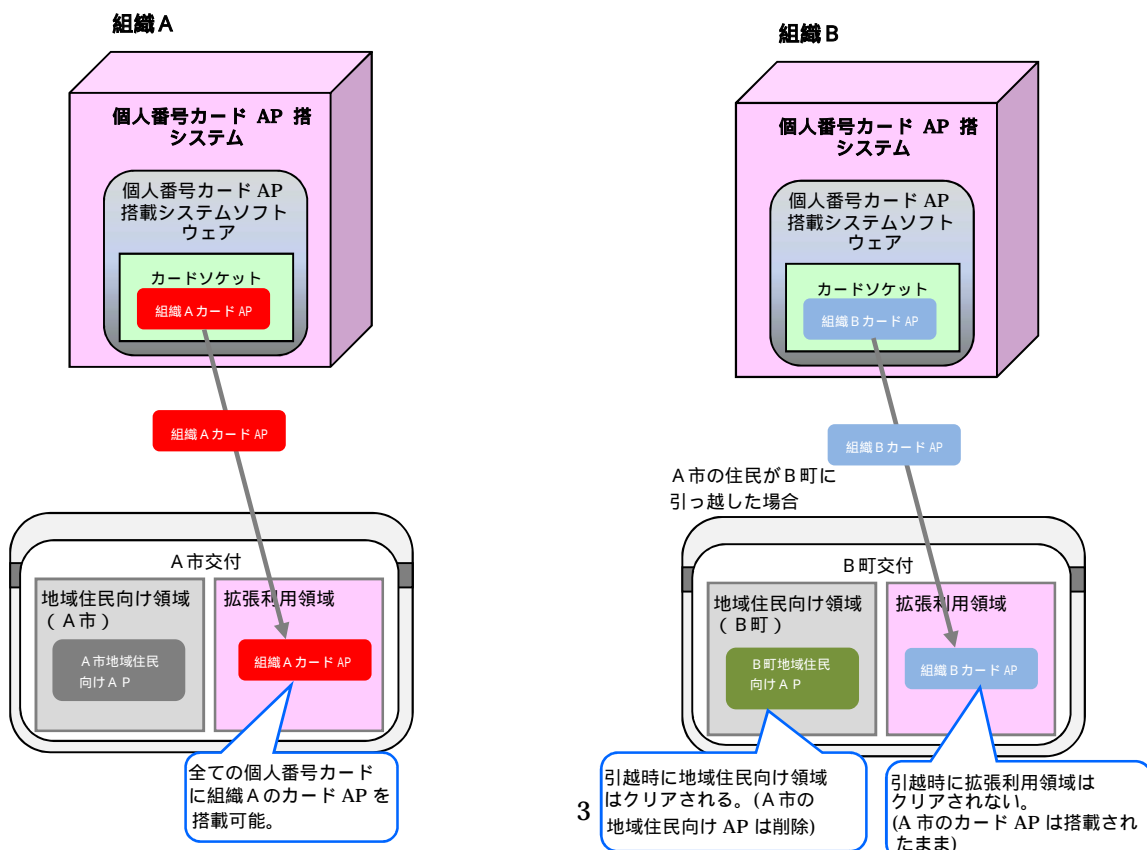
##### (1) 住所地以外の住民でもサービス利用が可能

地域住民向け領域は、住民住所地で発行された個人番号カードに対して、住民住所地の市区町村でのみ利用可能であり、住民住所地以外の市区町村ではカード AP の追加や削除を行うことはできませんが、拡張利用領域は、住民住所地に依存せずいずれの者でもサービスの提供が可能です。

##### (2) 引越後も継続してサービス利用が可能

地域住民向け領域は、引越後に、引越先にて個人番号カードの継続利用を行う場合には、搭載されていたカード AP が自動で削除されますが、拡張利用領域は継続利用を行った場合も、搭載済みのカード AP が削除されることはありません。

#### ・個人番号カード AP 搭載システム イメージ図



## 1.2 拡張利用領域の運用

個人番号カード上に存在する拡張利用領域は1領域であり、サービス提供者により領域を共有して利用します。個人番号カードの空き容量は有限であるため、サービス提供者においては、カード AP において必要以上に領域を確保したり、不必要な数を搭載したりすることが無いよう留意してください。

## 1.3 拡張利用領域へカード AP を搭載するシステム

拡張利用領域にカード AP を搭載することが可能なシステムとして開発された個人番号カードアプリケーション搭載システム(以下「個人番号カード AP 搭載システム」という。)を、クラウドサービスとして、地方公共団体情報システム機構(以下「J-LIS」という。)が提供しています。

民間事業者は、自らシステムを構築すること(オンプレ)はできません。(通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準(以下「告示」という。)第10の2(2)を参照のこと。)

サービス提供者	クラウドサービス	オンプレ
民間事業者		×

## 1.4 拡張利用領域で利用可能なカード AP

利用可能なカード AP は、以下の2種類に分類されます。

### (1) 標準カード AP

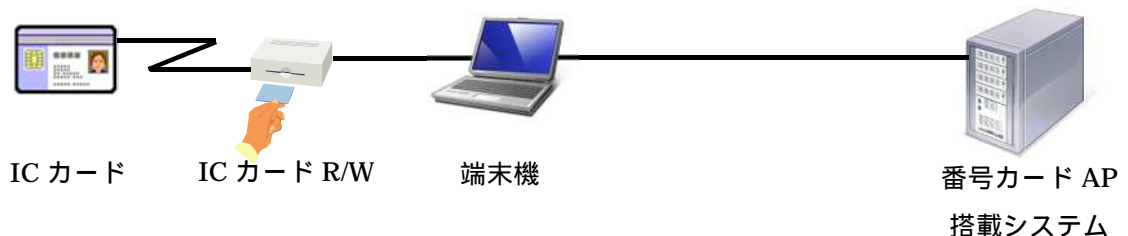
J-LIS では、民間事業者の費用・工数を削減するために、標準カード AP を提供しています。標準カード AP は、3種類あり、民間事業者のサービスの性質に応じ、選定することが可能です。

アプリケーション仕様の詳細については、J-LIS に資料提供申込後、別途開示するカード AP の種類ごとのカードアプリケーション仕様書を参照してください。

カード AP の種類	概要
タイプ A (レコード型)	利用者識別情報等をレコード形式で記録し、当該領域を読み出すにあたり、認証と PIN (パスワード) による照合が必要なアプリケーションです。厳密な認証が必要とされるケースに適しています。
タイプ C (共通カード AP 型)	利用者識別情報等を記録し、認証不要で読み出すことが可能なアプリケーションです。ポイントカード等の本人性確認が不要な業務シナリオに適しています。
タイプ D (バイナリ型)	利用者識別情報等をバイナリ形式で記録し、当該領域を読み出すにあたり、認証と PIN (パスワード) による照合が必要なアプリケーションです。また、読み出しにあたりカードとの通信の暗号化が必須となります。システム側の読み出し実装が複雑になりますが、カードとの通信経路でインターネットなどを利用しており中間者攻撃が想定されるケースに適しています。

< 参考 >

カード AP の種類	PIN (パスワード)	相互認証	データの暗号化が可能な範囲
タイプ A	あり (システム固定の PIN を利用することも可能)	あり	( https 等で暗号化 )
タイプ C	なし	なし	( https 等で暗号化 )
タイプ D	あり (システム固定の PIN を利用することも可能)	あり	( 標準で暗号化 ) ( 標準で暗号化 ) ( https 等で暗号化 )



## (2) 独自カード AP

標準カード AP の利用が適さないシステムにおいては、サービス提供者が独自のカード AP を作成し利用することが可能です。

個人番号カードは複数のカード製造事業者が存在し、それぞれに搭載するチップが異なることから、カード AP もチップ毎に製造を行う必要があります。そのため、共通の実装でチップ毎のカード AP を出力可能な、チップ毎のカード AP アダプタを作成するツールを J-LIS が用意します。民間事業者は、このカード AP アダプタを用いることで、独自カード AP の作成に必要なインプットデータを 1 つ作成するだけで済むこととなります。

独自カード AP を作成することを希望する民間事業者は別途、J-LIS に対し、「カード AP アダプタインプット情報作成手引書」を参照のうえ、「カード AP 登録依頼書」にて申請してください。



## 2 個人番号カード AP 搭載システムの概要

### (1) オペレーター認証

個人番号カード AP 搭載システムは、システム操作者が適正な権限保有者であることを確認するための認証機能及び操作可能範囲を制限する権限管理機能を有しており、民間事業者においては、端末機の管理者を任命し、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にします。  
(告示 第 10 の 2 ( 4 ) エを参照のこと。)

操作者の認証については、原則として生体認証とし、身体に障害をお持ちの方など生体認証が困難である方については ID・パスワードによる認証による認証も可能とする設定となっています。(告示 第 10 の 2 ( 4 ) オ及びカを参照のこと。)

### (2) カード AP 管理

民間事業者からの申請に基づいて複数のカード AP の登録が可能であり、J-LIS にてカード AP の登録作業を実施します。

また、民間事業者において、登録された複数のカード AP から端末機の操作者が所属する利用機関ごとにダウンロードすることができるカード AP の設定を行えます。

### (3) カード AP ダウンロード・削除

操作対象の個人番号カードに対して、カード AP のダウンロードと削除を行うことが可能です。複数カード AP から都度ダウンロードするカード AP を選択する方式のほか、予め自動で搭載するカード AP を設定しておき、都度カード AP の選択をしない方式も利用可能です。

### (4) カード障害切り分け

個人番号カード操作時にエラーが発生した場合、当該カードの障害発生状況を確認することが可能です。

### 3 クラウドサービスの概要

#### (1) クラウドサービスとの接続

クラウドサービスの利用にあたっては、J-LIS の指定する閉域網回線サービスを契約し、カード AP 搭載等に係る端末機(民間事業者にて用意)と接続されている必要があります。端末機の詳細については、J-LIS に資料提供申込後、別途開示する「機器調達仕様書」を参照してください。

#### (2) 業務システムの改修

クラウドサービスは、カード AP のダウンロードまでを行います。標準カード AP の場合は、カード AP ダウンロード時にカード AP 内に利用者 ID が付番されますので、民間事業者における業務システム(社員(職員)証サービス、ポイントサービス等のシステム)にて利用者 ID と利用者情報の紐付け登録をする機能を用意する必要があります。

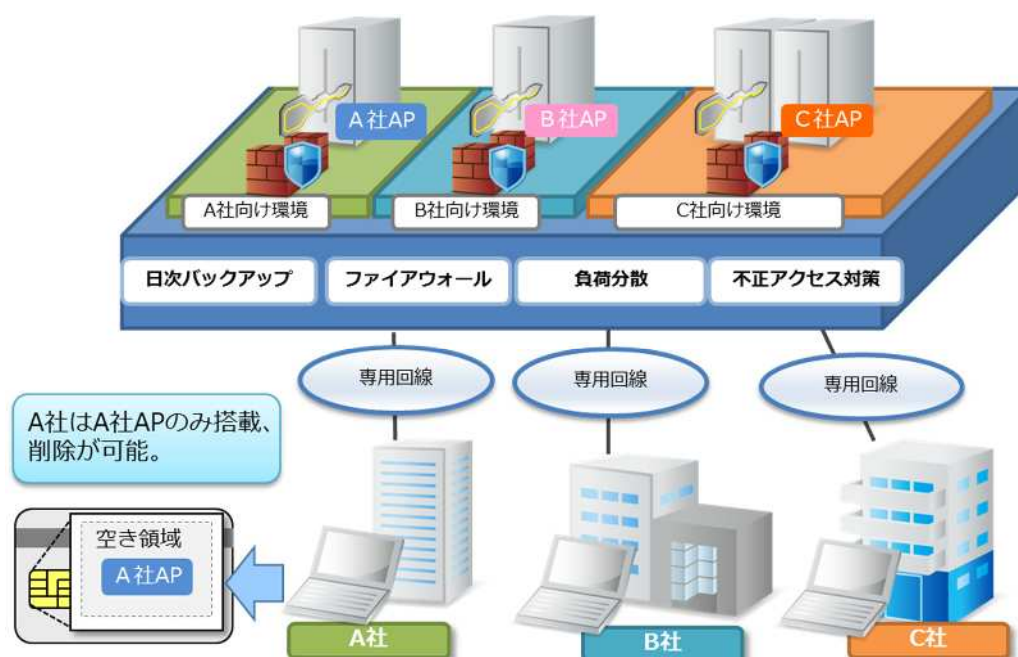
独自カード AP の場合は、業務システムにて利用者 ID の付番とカード AP 内に利用者 ID の書き込みを行ってください。

このための改修を容易にするツール(カード AP アクセスモジュール)を J-LIS で有しており、民間事業者の要望に応じて提供することが可能です。

#### (3) カード一時停止等のステータスのオンライン提供

カード AP を格納したカードの紛失等があった場合には、カード所持者が各民間事業者にその旨の届出を行い、民間事業者が業務システムにてサービス停止の登録を行う必要があります。

将来的には、カード所持者が、J-LIS のコールセンターに紛失等の届出を行えば、民間事業者においてもオンラインでそのステータスの提供を受けることができることとなる予定です。(平成 29 年度よりサービス提供予定)



# システム導入手順

個人番号カード AP 搭載システムの標準的な導入手順、導入スケジュールを以下に示します。

## 1 導入手順

### (1) 情報開示の申請

個人番号カード AP 搭載システムの導入を検討しているサービス提供者は、資料提供申込書、機密保持誓約書を提出してください。承諾後、J-LIS から開示資料をダウンロードする際に使用する ID・パスワードを発行します。

### (2) プロジェクトチームの発足

個人番号カード AP 搭載システムを導入する場合には、導入のためのプロジェクトチームを発足し、導入計画等を策定します。

### (3) サービス内容の検討と調査

個人番号カード AP 搭載システムを利用したサービス内容について検討し、現在行っている業務への影響を調査・分析します。なお、カード AP は、単独利用のみならず、複数の民間事業者で、共同利用することも可能です。「参考資料 利用及び申請のパターンイメージ」をご覧ください。

### (4) 導入要件の確認及び導入スケジュールの作成

個人番号カード AP 搭載システムを利用するための導入要件の確認を行います。また、全体の作業項目を確認し、導入スケジュールを作成します。

### (5) 総務大臣による民間事業者の法基準適合性の確認

民間事業者が、番号法律第十八条に基づき個人番号カードを事務の処理に利用する場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する総務大臣が定める基準に、民間事業者が適合していることの確認を、総務大臣に申請することが必要です。審査期間は約 2 ヶ月と想定されます。なお、審査状況によっては、審査期間が前後することがあります。

総務大臣への確認は、年一回更新を行ってください。ただし、年一回の更新にかかわらず、申告内容に変更が生じた場合には、随時の連絡を行ってください。(従業員など軽微な変更は除きます。)

(6) システム利用申込書の提出

個人番号カード AP 搭載システムを導入する場合は、J-LIS へ「個人番号カードアプリケーション搭載システム サービス利用申込書」(以下「サービス利用申込書」という。)の提出が必要になります。サービス利用申込書が受理された後、「個人番号カードアプリケーション搭載システム クラウドサービス利用申込書」(以下「クラウドサービス利用申込書」という。)を提出する必要があります。

(7) クラウドサービス利用申込書の提出

別途 J-LIS が定める利用約款に基づいて、「クラウドサービス利用申込書」を提出します。

(8) カード AP の用意

標準カード AP を利用する場合は、カード AP 登録依頼書を J-LIS に提出します。その後、J-LIS にて AID の採番、カード AP の提供を行います。

また、独自カード AP を製造する場合は、J-LIS が AID の採番、カードアダプタを使用してカード AP の製造を行いますので、カード AP アダプタに登録する情報(インプットデータ)を提出した上でカード AP 登録依頼書を提出してください。

(9) 業務運用・システム運用設計

サービス開始後の業務運用設計(業務フロー、運用体制・時間)及びシステム運用設計(セキュリティ要件等、バックアップ・監視等の機能要件定義)を行います。

(10) システム設計

運用に即したチューニング設計、マスタデータ等の設計を行います。

(11) ネットワークや機器等の調達

規模及びサービスに対応したネットワーク、機器構成を決定し、機器、ネットワークを調達します。

(12) 機器及びネットワークの設定

機器の設置・設定、必要なネットワークに接続します。

(13) カード AP 登録

カード AP の登録は、カード AP 登録依頼書に基づいて J-LIS にて行います。

(14) 動作確認試験

クラウドサービスへの接続確認、個人番号カード AP 搭載システムの動作確認、民間事業者が定めた業務運用手順等の確認を実施し、試験終了後、J-LIS に総合試験手引書(総合試験チェックリスト)(以下、「総合試験チェックリスト」という)を提出します。

試験時に使用するカードについては、各カードベンダからすべてのカード種別(現在2種類)をJ-LISが借用し、J-LISから民間事業者に貸出を行う予定です。

(15) 研修

導入するサービスの運用マニュアルを整備し、民間事業者側で操作研修等を行います。

(告示 第10の3(1)のクを参照のこと。)

## 2 導入スケジュール イメージ

想定されるスケジュールは次のとおりです。なお、クラウドサービス利用申込みは、サービス開始の2ヶ月半以上前に提出してください。

作業項目	期 間				
	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目
事前準備	導入要件の確認	■			
	スケジュール・手順の確認・作成	■	■		
	総務大臣への申請	■	■	■	
設計・申込み	サービス運用設計		■	■	
	ネットワーク・機器設計		■	■	
	ネットワーク・機器調達			■	■
	クラウド利用申込み・カードAP登録依頼書提出			■	■
設定・準備	クラウド設定(J-LIS作業)			■	■
	カードAP準備			■	■
	ネットワーク・機器			■	■
試験	動作確認試験				■
研修	操作研修				■
開始	サービス開始				

項番	作業項目	作業内容
1	事前準備	導入要件の確認
2		スケジュール・手順の確認・作成
3		総務大臣への申請
4	設計・申込み	サービス運用設計
5		ネットワーク・機器設計
6	ネットワーク・機器調達	

項番	作業項目		作業内容
7	設計・ 申込み	利用申込み・カード AP 依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用申込書の作成・提出</li> <li>・クラウドサービス利用申込書の作成・提出</li> <li>・カード AP アクセスモジュール 使用許諾契約書の作成・提出</li> <li>・カード AP 登録依頼書の作成・提出</li> </ul>
8	設定・ 準備	クラウド設定 (J-LIS 作業)	・J-LIS にてクラウドサービス利用申込書に基づいてクラウド 設定
9		カード AP 準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準カード AP の場合、J-LIS にて AID の採番、カード AP の 提供</li> <li>・独自カード AP の場合、民間事業者がインプットデータを作成 した上で、J-LIS にて AID の採番、カード AP の準備</li> </ul>
10		ネットワーク・ 機器設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク機器の設置工事及びネットワーク敷設工事</li> <li>・クラウドサービスへの接続</li> <li>・システムを利用する機器の設定</li> </ul>
11	試験	動作確認試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドサービスへの接続確認試験</li> <li>・システム動作確認試験</li> <li>・業務運用試験</li> <li>・総合試験チェックリストの提出</li> </ul>
12	研修	操作研修	・操作研修・運用指導等
13	開始	サービス開始	・サービスの開始

## システム運用

個人番号カード AP 搭載システムの運用について以下に示します。

J-LIS では、個人番号カード AP 搭載システムの使用に関する問合せを「問合せ対応 Web システム」で受付け、機能を正常に維持し、円滑に稼働させるためのサポートを行います。

なお、技術者の現地派遣による支援については、サポートの対象外です。

項目	サービス内容	
サービス提供時間	8:00～22:00 年未年始（12月29日～1月3日）を除く。	
システム問合せ対応	メール（平日 9:00～18:00）にて対応	
障害発生時対応	クラウド側で検知	民間事業者の登録連絡先に連絡
	民間事業者側で検知	クラウド側に連絡
クラウドのメンテナンス時対応	計画メンテナンスの場合、10営業日前までに民間事業者の登録メールアドレスに連絡	
民間事業者における端末機及びネットワーク機器等の障害等対応	民間事業者において、機器の保守事業者と調整	



## 費用の概算

個人番号カードAP搭載システムの導入・運用に係る費用の概算を示します。なお、想定される最小構成での概算費用のため、実際の費用についてはベンダへお問合せください。

### 1 イニシャルコスト

(円)

項番	項目	概算費用		支払い先	内容
		クラウドサービス	オンプレ(参考)		
1	サーバ機器	-	120万~	機器調達先	機器調達仕様に基づく機器調達及びバックアップシステム導入
2	端末機器	20万/台	20万/台	機器調達先	端末機、ICカードリーダー・ライター、ワイヤードロック等備品
3	ネットワーク 関連機器	20万~	30万~	機器調達先	小型L3スイッチ、L2スイッチ導入の場合 (同一拠点内にサーバ/端末機設置を想定)
4	ソフトウェア 関連	-	100万~	機器調達先	Windows Server、Oracle Database、バックアップソフトウェア、ウイルス対策ソフト
5	導入SI作業	-	350万~	導入SIベンダ	ネットワーク設定及び端末機構築、サーバ構築(オンプレの場合)
6	業務システム 改修	100万~	100万~	業務システムベンダ等	カードAP内の利用者IDを業務システムに登録するための改修費
7	ネットワーク 回線設定料	7万~	-	クラウド事業者	(クラウド)閉域回線を敷設する際の設定料。 (オンプレ)同一拠点に設置の場合。回線設置場と利用拠点から離れている場合は別途費用発生。
8	クラウドサービス 初期構築	40万~	-	クラウド事業者	クラウド環境の構築、設定費
		10万		J-LIS	
合計		197万~	720万~		

千円単位は切上げ

費用については最小構成時の参考価格です。

業務システムベンダとの調整等、追加作業がある場合は、上記以外にも費用が発生することがあります。

## 2 ランニングコスト（年間経費）

（円）

項番	項目	概算費用		支払い先	内容
		クラウドサービス	オンプレ（参考）		
1	機器保守	10万～	50万～	機器調達先	
2	サーバ等保守運用	-	70万～	導入 SI ベンダ	
3	ソフトウェア更新費用	-	50万	導入 SI ベンダ	年に1度システムのバージョンアップをする場合
4	コロケーション費用	-	60万	コロケーション事業者	月5万円を想定(1ラック25万円/月の1/5)
5	ネットワーク回線利用料	20万～	-	クラウド事業者	閉域回線を敷設する際の回線利用料。
6	クラウド利用料	42万～	-	クラウド事業者	クラウド基盤利用料等
7	サポート料	98万	98万	J-LIS	サポート料(個人番号カード AP 搭載システムのサービス提供(アプリケーション保守費用を含む)、機能改善、問合せ対応等)
合計		170万～	328万～		

千円単位は切上げ

カード AP 搭載料として、カード AP 搭載時に都度 10 円の費用が発生します。カード AP 搭載料は搭載時のみ費用が発生し、年単位で集計を行い、代表団体（組織）に請求します。

費用については最小構成時の参考価格です。

サポート料は、クラウドサービス利用初年度については、利用開始月からの月割計算となります。サポート料については、今後変動する可能性があります。

# セキュリティ対策等

民間事業者が行うべきセキュリティ対策は次のとおりです。

<通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準より抜粋>

## 第10 民間事業者の安全管理の基準

令第18条第2項第4号に規定する当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができるものとして総務大臣が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

### 1 役員等の基準

民間事業者の役員若しくは条例等利用アプリケーションの搭載等の業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者がいないこと。

### 2 条例等利用アプリケーション等の基準

#### (1) 条例等利用アプリケーションの基準

条例等利用アプリケーションは、次のいずれかとすること。

ア 機構から提供を受ける機構の所有に係るアプリケーション

イ 民間事業者からデータの提供を受け機構が作成したアプリケーション

#### (2) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムの基準

条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムは、機構（機構から委託を受けた者を含む。）が整備するものを利用すること。

#### (3) 条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムと端末機の通信等の基準

ア (2)のシステムと民間事業者に設置する条例等利用アプリケーションの搭載等に係る端末機（以下「端末機」という。）は、条例等利用アプリケーションの搭載等に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

イ (2)のシステムと端末機を接続する電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ウ (2)のシステムと端末機間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。

#### (4) 端末機の基準

ア 端末機は、条例等利用アプリケーションの搭載等専用とすること。

イ 端末機にコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう予め防止する措置及び混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。

ウ 端末機が盗取又は不正に操作されないよう、適切な場所に設置するとともに、端末機の固定等、必要な措置を講ずること。

エ 端末機の管理者を任命し、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にすること。

オ 端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報により確認すること。また、当該情報を適切に管理し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

カ オの確認が、やむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、端末機の管理を行う責任者の承認を受け、識別符号及び暗証符号により確認すること。この場合においては、当該識別符号及び当該暗証符号の管理方法を定め、操作者は当該管理方法を遵守すること。

キ 端末機を操作した履歴を記録すること。

### 3 業務等の基準

#### (1) 規程等の整備

条例等利用アプリケーションの搭載等の業務（以下「業務」という。）について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に実施すること。

ア 業務の手順

イ 業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ウ 業務の一部を他に委託をする場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

エ 業務の監査に関する事項

オ 業務に係る記述に関し十分な知識及び経験を有する者の配置

カ 業務の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の防止並びに業務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

キ 危機管理に関する事項

ク 業務に係る教育訓練に関する事項

#### (2) 業務の委託

業務について委託を行う場合は、委託先事業者の社会的信用と能力を確認すること。また、委託先事業者に対し、同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。

#### (3) 総務大臣に対する報告

業務に係る次の事項について、年1回、総務大臣に報告すること。

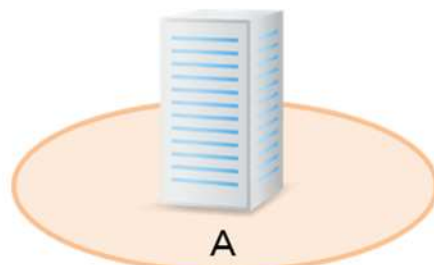
ア 業務の監査の結果

イ 条例等利用アプリケーションの搭載等の件数

## 参考資料

### 利用及び申請のパターンイメージ

#### 1 単独でサービスを提供する場合

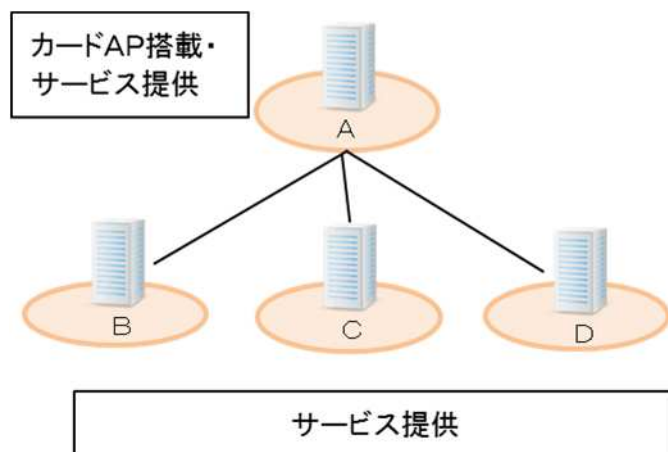


カードAP搭載・サービス提供

総務大臣に対する申請書	対象
個人番号カード利用に係る法基準適合性確認申請書	A
民間事業者が IC チップの空き領域にアプリを搭載するための調査票	A
カード AP 搭載民間事業者一覧	A
サービス提供民間事業者一覧	A
誓約書	A

J-LIS に対する申請書	対象
個人番号カード AP 搭載システムサービス利用申込書	A
カード AP アクセスモジュール 使用許諾契約書	A
個人番号カード AP 搭載システム クラウドサービス利用申込書	A
カード AP 登録依頼書	A

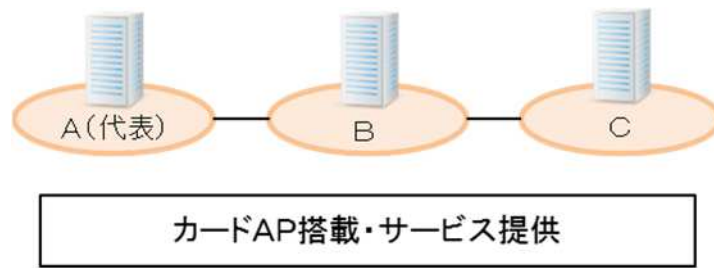
2 カード AP 搭載・サービス提供を行う代表とサービス提供のみ行う提携店の申請の場合



総務大臣に対する申請書	対象
個人番号カード利用に係る法基準適合性確認申請書	A
民間事業者が IC チップの空き領域にアプリを搭載するための調査票	A
カード AP 搭載民間事業者一覧	A
サービス提供民間事業者一覧	A、B、C、D
誓約書	A、B、C、D

J-LIS に対する申請書	対象
個人番号カード AP 搭載システムサービス利用申込書	A
カード AP アクセスモジュール 使用許諾契約書	A
個人番号カード AP 搭載システム クラウドサービス利用申込書	A
カード AP 登録依頼書	A

### 3 サービスを共同で利用する場合



総務大臣に対する申請書	対象
個人番号カード利用に係る法基準適合性確認申請書	A
民間事業者が IC チップの空き領域にアプリを搭載するための調査票	A
カード AP 搭載民間事業者一覧	A、B、C
サービス提供民間事業者一覧	A、B、C
誓約書	A、B、C

J-LIS に対する申請書	対象
個人番号カード AP 搭載システムサービス利用申込書	A
カード AP アクセスモジュール 使用許諾契約書	A
個人番号カード AP 搭載システム クラウドサービス利用申込書	A
カード AP 登録依頼書	A

#### 備考

- ・個人番号カード AP 搭載システムの利用申請を行う場合は、代表者がその他の民間事業者の申請内容を取りまとめた上で申し込みを行う。
- ・調査票については、カード AP 搭載者全てが調査対象となる。(サービス提供のみ行う者は対象外。)
- ・カード AP の搭載業務を行わない(サービス提供のみ行う)民間事業者については、申請代表者が取りまとめる「サービス提供民間事業者一覧」及び「反社会勢力の排除」(P)に係る宣誓を行って頂ければ、マイナンバーカードに搭載されたカード AP の利用が可能となります。